

全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度

# 経営ダブルアシスト<sup>®</sup>

業務災害総合保険

今なら最大  
約**56%**  
割引

労災リスクに対する「企業防衛」「メンタルヘルス対策」は  
経営者の重要な責任です。

さらに健康経営優良法人  
認定割引5%が適用される  
場合もあります(条件はP3  
参照)。



なんと

うつ病による自殺や  
過労死等の  
**新しい労災リスクが  
増加しています!**

そして

それらメンタルヘルスに  
起因する労災は  
**高額な賠償責任が  
続出しています!**

つまり

生産力低下や風評被害の  
リスクもあわせて  
**経営悪化の可能性も!**  
労災事故で高額の賠償!  
その備えのご案内です。

貴社の企業防衛、メンタルヘルス対策のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

## 全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社  
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。

# ご存知ですか？ 労働災害に関するあれこれ

## 「労働災害」のリスクヘッジが企業

### 労災事故の発生状況

#### ● 労災事故と交通事故

意外かもしれませんが、労災事故は交通事故よりも発生率が高い、より身近な事故なのです。



#### 労災事故被災者数<sup>※1</sup>

約**9.4**人<sup>※1</sup>  
(1,000人あたり)



#### 交通事故被災者数<sup>※2</sup>

約**3.9**人<sup>※2</sup>  
(1,000人あたり)

※1 算出方法：政府労災新規受給者数÷有業者×1,000

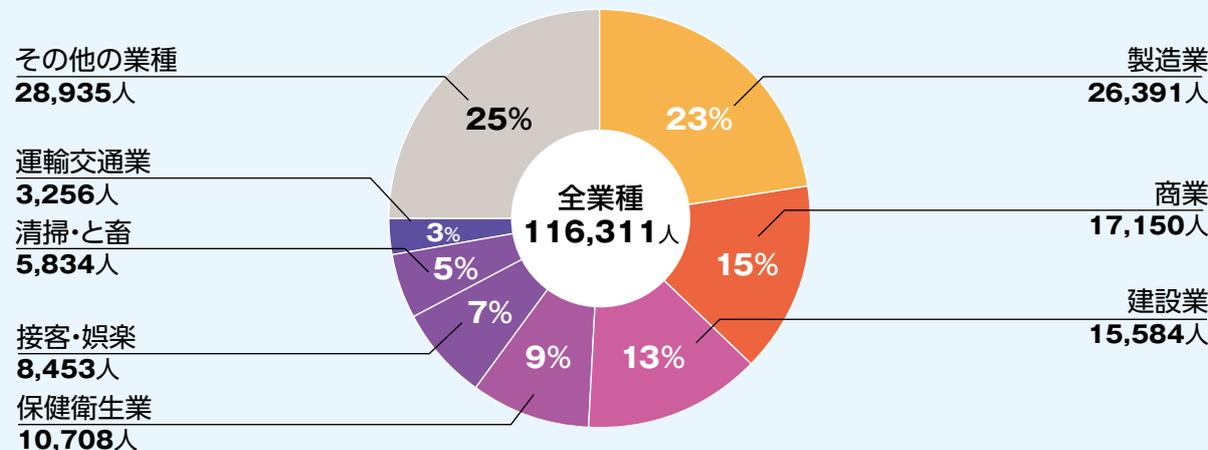
出典：統計局「平成24年 就業構造基本調査の調査の概要・結果等」、労災保険情報センター HP

※2 算出方法：交通事故死傷者数÷総人口数×1,000

出典：警察庁「交通事故の発生状況 平成28年」、統計局「平成27年 国勢調査」

#### ● 業種別労災事故発生状況(死傷者数の構成比)

製造業、建設業だけでなく、商業(小売・卸売等)など、あらゆる業種で事故が発生しています。



出典：厚生労働省「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況(平成27年確定値)

### 経営ダブル

#### 派遣社員や構内下請作業員の方々も補償できます。

従業員、パート・アルバイト、建設業下請の方はもちろん、事業主・役員、派遣社員および構内下請作業員、貨物自動車運送事業の下請負人も補償対象に含めることができます。

#### 「賠償補償」と「定額補償」のダブル補償で企業をがっちり守ります。

死亡事故等により賠償責任を負った場合の「賠償補償」と、死亡補償保険金や入院の治療費等の「定額補償」のダブル補償を実現しました。会員企業をがっちりお守りします。

# 経営の“安心”につながります。

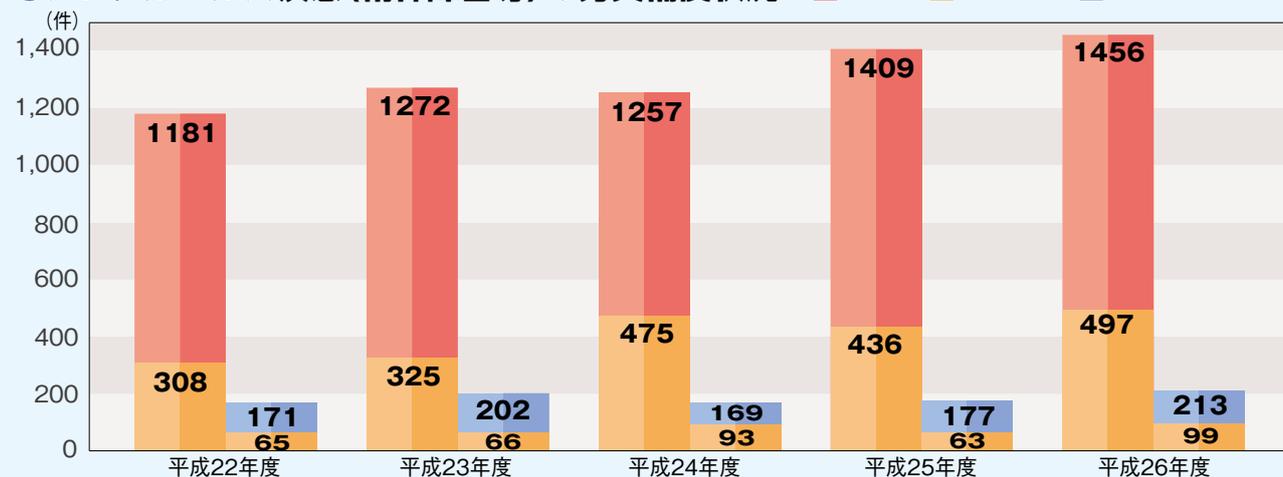
## 精神障害等の労災補償状況

労災事故は“ケガ”だけではありません。過労による病気等への備えは万全ですか!?

精神障害等に係る政府労災の支給決定件数は過去最高です。

### ●メンタルヘルス疾患(精神障害等)の労災補償状況

請求件数 支給決定件数 うち自殺(未遂を含む)



出典:厚生労働省「平成26年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況」

### ●政府労災と労災訴訟高額判決事例

高額化する賠償責任額。政府労災だけで十分とお考えですか!?

政府労災の給付	死亡		負傷・疾病				
	遺族(補償)給付	葬祭料(葬祭給付)	療養(補償)給付	障害(補償)給付	休業(補償)給付	傷病(補償)年金	介護(補償)給付

カバーされない部分(一例)	被災者本人や遺族への見舞金(逸失利益)	被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)
---------------	---------------------	------------------------

#### ●労働災害関係高額事件一覧(判決)

	損害賠償金	事件名	年	原因
1	約1億8,785万円	A鋼球製作所事件	H20年	過労死
2	約1億8,700万円	K産業事件	H22年	過労死
3	約1億6,524万円	S木工事件	H 6 年	原木落下
4	約1億3,500万円	K医大事件	H14年	過労死
5	約1億2,588万円	D広告事件	H 8 年	過労自殺
6	約1億1,111万円	Oソース事件	H12年	過労自殺
7	約1億700万円	O府立病院事件	H19年	過労死

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に「上乗せ補償」をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

※出典:労働新聞社「安全スタッフ」抜粋

## アシストなら

**高額になる民事上の賠償金(慰謝料等)や訴訟費用(弁護士費用等)も補償します。**

使用者賠償責任補償特約は、「労働災害におけるケガ」や「過労死・過労自殺」等が原因で会員企業の法律上の賠償責任が生じた場合、民事上の賠償金や訴訟費用もカバーします。

**高度化する企業責任・新しいタイプの労災認定に対応しています。**

ケガによる労災事故だけでなく、過労死・過労自殺に起因する安全配慮義務違反等の会員企業の法律上の賠償責任に対応しています。



企業向けの

賠償補償



役員・従業員  
向けの

定額補償

## 商品特長

- 1 一般の加入より**最大約56%(\*1) 割安**に加入できます!(\*2)  
※団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%  
(\*1)  $[1-30\%(\text{団体割引})] \times [1-30\%(\text{過去の損害率による割引})] \times [1-10\%(\text{包括契約割引})] = 0.44 \rightarrow$ 最大約56%割引  
(\*2) 「健康経営優良法人認定制度」(\*3)により認定を受けた法人を被保険者としてご加入される場合、さらに健康経営優良法人認定割引5%が適用されます(\*4)。  
(\*3) 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。  
(\*4) 一部の特約の保険料には適用されません。
- 2 業務災害・通勤災害に伴う企業および社長・**役員個人**の法律上の賠償責任を**最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円**まで補償します!
- 3 政府労災の**給付決定を待たず**に保険金をお支払いします(\*5)!  
(\*5) 精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。  
なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
- 4 **精神障害・脳・心疾患などの疾病や自殺(\*6)**を補償します!  
**熱中症や日射病、通勤途上のケガ(\*7)**も補償します!  
(\*6) 政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。  
(\*7) 業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。
- 5 **企業に保険金をお支払い**します(\*8)!  
(\*8) 法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。  
(\*9) 「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」(\*10)をご提出いただけます。  
(\*10) 補償対象者代表の方の署名が必要です。
- 6 従業員の人数報告は不要で簡単。  
**パート・アルバイトの方も自動的に補償対象**になります!
- 7 **派遣社員・構内下請作業員も補償**します!建設業の下請はもちろん、**貨物自動車運送事業の場合は、下請運送事業者**も補償します(\*11)!  
(\*11) 事業主・役員(★)、従業員、パート・アルバイト、建設業の下請負人、貨物自動車運送事業の下請負人(★)、派遣社員(★)、構内下請作業員(★)も補償します。  
(★)オプション
- 8 建設業の場合、**「経営事項審査制度」の加点ポイント**になります!
- 9 パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う、企業、社長・役員個人および管理職の**法律上の賠償責任を最大3,000万円(売上高1億円以上の場合)まで補償**(★)します!  
ただし、付帯できないケースがあります。 (★)オプション
- 10 保険料は**全額損金処理**の上、満期時の保険料精算は不要です!
- 11 従業員の皆様の健康増進等にも活用いただける、**健康経営アシストサービス**をご利用いただけます!

# のダブル補償で守ります。

最大 約 **56%** 割引!!!

団割等適用のため保険料が

さらに健康経営優良法人認定割引15%が適用される場合もあります(条件はP3参照)。

## 補償内容

### 企業をお守りする補償

#### 基本補償

##### ● 使用者賠償責任補償

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



##### ● 法律相談費用補償

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社(東京海上日動)の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。



#### 主なオプション補償

##### ● 雇用関連賠償責任補償

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。



##### ● 災害付帯費用補償

死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。



##### ● メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償

補償対象者の精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。



### 役員・従業員の皆さんをお守りする補償

#### 基本補償

##### ● 死亡補償・後遺障害補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償されます。



##### ● 入院補償・通院補償・手術補償

補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院(往診を含みます。)された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償されます。



#### 主なオプション補償

##### ● 役員・事業主等フルタイム補償

役員・個人事業主・家族従事者を24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)します。  
※個人事業主・家族従事者を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。



##### ● 退職時一時金補償

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。



##### ● 地震・噴火・津波危険補償

補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって貴社が負担する法律上の賠償責任も補償します。



##### ● 針刺し事故等による感染症危険補償(\*)

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に補償します。



\*お客様の業種が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本補償をセットできます。

# 業務災害総合保険（経営ダブルアシスト）重要事項説明書

※加入依頼書等への署名または記名・捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

本紙は、「業務災害総合保険」の重要事項説明書です。ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご加入いただく際は、加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、代理店または引受保険会社までお申し出ください。本紙はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、ご契約者のホームページに掲載している約款をご参照ください。

マークの  
ご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご契約に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

## I 加入手続き前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

経営ダブルアシスト（業務災害総合保険）は、補償対象者が業務に従事中または通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うこと、法律上の損害賠償責任を負担すること等によって生じる損害に対して、保険金を支払います。

#### ■基本となる補償・特約

基本となる補償、ご契約者のお申出により任意にご契約いただける主な特約（オプション）は次のとおりです。

① 実際にご契約いただく補償内容は、加入依頼書等でご確認ください。

基本となる補償	● 業務災害補償特約条項	● 保険料に関する規定の変更特約条項
	● 追加特約条項	● 使用者賠償責任補償特約条項
	● 法律相談費用補償特約条項	



主な特約	● 役員・事業主等フルタイム補償特約条項	● 雇用関連賠償責任補償特約条項
	● 休業補償特約条項	● 災害付帯費用補償特約条項
	● 退職時一時金補償特約条項	● 自動車搭乗中傷害不担保特約条項
	● 地震・噴火・津波危険補償特約条項	● 死亡のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)
	● 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項	● 死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項 (使用者賠償責任補償特約条項用)
	● メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項	

#### ■補償対象者の範囲

##### ■自動的に補償対象となる方

従業員\*1、建設事業の下請負人

##### ■追加保険料をいただくことにより補償対象となる方

役員、個人事業主、家族従事者、貨物自動車運送事業の下請負人（備車運転者）\*2、建設事業・貨物自動車運送事業以外の構内下請負人\*3、派遣労働者

\*1 パート・アルバイトを含みます。

\*2 自動車または軽車両による貨物の運送事業で、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

\*3 記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者との契約に基づき、記名被保険者の業務に従事する方に限ります。

## ■ご加入方法

ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

**保険期間** 平成29年10月1日午後4時～平成30年10月1日午後4時  
(特約期間)

**募集期間** 平成29年7月3日～平成29年9月29日

**加入は毎月受付中!**

お申し込み月の翌月1日の午後4時の補償開始でご加入いただけます。

	保険期間	保険料振替日	保険料払込方法
10月加入	平成29年10月1日(日)午後4時～平成30年10月1日(月)午後4時まで	平成29年12月27日(水)*4	毎月団体からの口座振替*5
翌月以降加入	加入手続き月の翌月の1日午後4時～翌年同月1日午後4時まで	加入始期月の翌々月27日*4	毎月団体からの口座振替*5

\*4 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBS.チュウオウカイ」「MBS」等と記載されます。

\*5 保険料のほかに制度維持費500円が加算されます。

●この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「経営ダブルアスタ」は、本制度のペトナムです。

●ご加入の対象となる方は、全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員で政府労災保険に加入している事業者に限り、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

## 2 基本となる補償等

### ① 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳細は、約款をご参照ください。

被保険者(補償を受けられる方)が法定外補償規定等に基づいて、補償対象者に対して補償金等を支払うことによる損害に対して、被保険者にお支払します。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	(1) 次の事由によって補償対象者が被った身体障害 a.地震もしくは噴火またはこれらによる津波(「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は地震もしくは噴火またはこれらによる津波も補償されます。) b.核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 c.上記a.b.の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故(「地震・噴火・津波危険補償特約条項」をセットされた場合は上記a.に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故も補償されます。) d.上記b.以外の放射線照射または放射能汚染 等 (2) 次に該当する身体障害 a.風土病による身体障害 b.化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺病もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病 c.補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 (a)法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで自動車等を運転している間 (b)道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 (c)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 d.頸部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 等 ※上記c.d.は使用者賠償責任補償特約条項・法律相談費用補償特約条項を除きます。
後遺障害補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※1事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。	(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害 a.石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性 b.石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記a.と同種の有害な特性 等
入院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院補償保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*1を限度とします。 *1 ご契約によっては30日で設定する場合があります。	
手術補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、公的医療保険制度における医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*2または先進医療*3に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院補償保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り、*2 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *3 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)	
通院補償保険金	補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院補償保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*4を限度とします。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位を固定するためにギプス等*5を常時装着したときは、その日数についても「通院した日数」に含まれます。 *4 ご契約によっては30日で設定する場合があります。 *5 ギプス、ギプスシネ、ギプスシャーレ、シネその他これらに類するものをいいます。頸椎固定用シネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。	
使用者賠償責任補償特約条項(全件付帯)	従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、被保険者*6が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶1 災害について、正味損害賠償金*7から免責金額を差し引いた額をお支払します。ただし、ご契約された支払限度額を限度とします。 *6 被保険者とは次の者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ①記名被保険者 ②記名被保険者の下請負人 ③①または②が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関 *7 「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア～ウの合計額を差し引いた金額をいいます。 ア.労災保険法等により給付されるべき金額 イ.自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額 ウ.次の金額の合計額 ・法定外補償規定に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額 ・法定外補償規定を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額 ・災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額 ※「死亡のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡した場合に限り保険金をお支払します。 ※「死亡・後遺障害1～7級のみ補償特約条項(使用者賠償責任補償特約条項用)」をセットの場合、死亡または1～7級に相当する後遺障害を被った場合に限り保険金をお支払します。	
法律相談費用補償特約条項(全件付帯)	従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、企業、役員の方等があらかじめ引受保険会社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用の実額(*8)をお支払します。 *8 身体障害を被った補償対象者の人数にかかわらず、1回につき10万円を限度とします。	

※【身体障害が業務上疾病の場合】

各種保険金の支払要件について、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。

※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければならないません。

## ②主な特約

セットできる主な特約(オプション)は次のとおりです。保険金をお支払いしない場合等特約の詳細および下記以外の特約につきましては約款をご確認ください。※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

<p><b>役員・事業主等フルタイム補償特約条項</b></p>	<p>役員・個人事業主・家族従事者*1の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)」に変更する特約*2です。 *1 家族従事者は、労働基準法に規定する労働者以外の者で、労災保険法に基づき政府労災保険に特別加入を行っている者をいいます。なお、家族従事者は政府労災保険に特別加入していない場合は補償対象外となります。 *2 個人事業主・家族従事者を補償対象とする場合、本特約のセットを必須とします。</p>
<p><b>休業補償特約条項</b></p>	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合 ▶ 休業補償保険金日額に免責期間(3日)を超えた就業不能期間*3を乗じた額をお支払いします。 ※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。 ※保険金請求時は「医師の診断書」「政府労災保険の給付決定を証明する書類(就業不能日数30日超の場合)」が必要となる場合があります。 *3 てん補期間として設定した日数を限度とします。</p>
<p><b>退職時一時金補償特約条項</b></p>	<p>従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1〜7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします(いずれも原因となった身体障害に対して当社が保険金をお支払いする場合に限ります。)</p>
<p><b>地震・噴火・津波危険補償特約条項</b></p>	<p>(1) 補償対象者が次のいずれかに該当する事由によって生じた身体障害について、保険金をお支払いします。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (2) (1)の保険金とは、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限ります。 ① 死亡補償保険金 ② 後遺障害補償保険金 ③ 入院補償保険金 ④ 手術補償保険金 ⑤ 通院補償保険金 ⑥ 休業補償保険金 ⑦ 災害付帯費用保険金 (3) この保険契約に使用者賠償責任補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (4) この保険契約に法律相談費用補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって補償対象者が被った身体障害について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p>
<p><b>針刺し事故等による感染症危険補償特約条項</b></p>	<p>医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHBVに感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合、HCV、HIVに感染した場合に保険金をお支払いします。 お客様の業種が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本契約をセットできます。</p>
<p><b>雇用関連賠償責任補償特約条項</b></p>	<p>日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により生じた従業員等の精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等*4について、被保険者*5が法律上の損害賠償責任を負担した場合 ▶ 1請求について、法律上の損害賠償金の額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額を限度とします。 *4 解雇に伴う不払賃金(判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害)を含みます。 *5 被保険者とは次の者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の使用人 ③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関</p>
<p><b>災害付帯費用補償特約条項</b></p>	<p>死亡補償保険金または1〜7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合 ▶ 死亡や後遺障害の等級に応じて、所定の保険金(定額)をお支払いします。</p>
<p><b>メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項</b></p>	<p>従業員の方の精神疾患(メンタルヘルス対策)、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。 役員の方等を補償の対象(補償対象者)とすることもできます。役員の方については、特別加入をされている場合のみ対象となります。</p>
<p><b>自動車搭乗中傷害不担保特約条項</b></p>	<p>企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に補償対象者が業務に従事中(通勤途上は除きます。)に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。</p>

### ③ 保険金額・支払限度額・免責金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。詳しくは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、実際にご加入いただくお客様の保険金額につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

#### ■ 法定外補償規定を定めている場合

企業が定める法定外補償規定と同額以下で設定します（ただし、引受限度額以内での設定となります。）。

#### ■ 法定外補償規定を定めていない場合

引受限度額以内で、企業が法定外補償を行いたいとする保険金額を設定します。設定した金額は、補償対象者に対する災害補償を目的とするものとして取り扱われます。使用者賠償責任補償特約条項および雇用関連賠償責任補償特約条項については、支払限度額と免責金額（自己負担額）を設定します。

### ④ 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は原則1年間です。引受保険会社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、加入依頼書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### ① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご加入される補償、特約条項、保険金額、支払限度額、免責金額（自己負担額）、業種、保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事

高等）、対象事業・事業場や過去の損害発生状況等により異なります。実際にご加入いただく保険料につきましては、加入依頼書等でご確認ください。異なる契約条件（特約や保険金額等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。※保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）につきましては、公的資料または客観的資料等をご提出いただきます。

### ② 保険料の払込方法等

保険料の払込方法は、金融機関での口座振替\*1です。  
\*1払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月の振替日に再度保険料が請求されます。  
・引受保険会社に複数のご契約がある場合は、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。  
※保険料領収証は発行を省略させていただきますので、通帳等、お手元の書類でご確認ください。

### ③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は始期日の属する月の翌々月振替日（原則27日）までに払込みください。払込期日の翌々月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできず、ご加入を解除させていただきます。※ご加入者の故意または重大な過失がない場合に限りです。

### ④ 満期返れい金、契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

## II ご加入手続き時におけるご確認事項

### 1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。（引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。）

### 2 クーリングオフについて

この保険は、お客様が営業または事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、クーリングオフ\*1を行うことはできませんのでご注意ください。

\*1クーリングオフとは、ご契約のお申込み後、一定期間（8日間）を経過するまでに、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約ができる制度をいいます。

### 3 補償の重複に関するご注意

●補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。  
●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご確認ください。

## III ご加入手続き後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知義務】

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、ご加入内容の変更が必要となりますので、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社までご連絡ください。

### 2 解約される場合

ご加入を解約される場合は、ご加入の代理店または引受保険会社までご連絡のうえ、書面での手続きが必要です。

- ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきます。
- 返還される保険料があっても、お支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。

## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1. 個人情報の取扱い

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本加入に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 加入手続き、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と東京海上グループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 契約の安定的な運用を図るために加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること  
詳しくは、弊社ホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）をご参照ください。

### 2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご加入者や被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、引受保険会社はご加入を解

除することができます。

- その他、約款に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3. 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人\*1」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%\*2まで補償されます。  
\*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る）が対象です。  
\*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

### 4. 先取特権

使用者賠償責任補償特約条項および雇用関連賠償責任補償特約条項において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。

このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、以下の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

### 5. その他加入手続きに関するご注意事項

- この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任補償特約条項および雇用関連賠償責任補償特約条項において、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、引受保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。
- 引受保険会社代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合  
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払します。
  - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合  
補償対象者等に支払われるべき補償金の額等から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払します。
- 加入依頼書等を代理店または引受保険会社に送付される場合は、ご加入の始期までに到着するように手配してください。加入依頼書等がご加入の始期までに代理店または引受保険会社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

### 6. 事故が起こったとき

事故が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- (1) 使用者賠償責任補償特約条項および雇用関連賠償責任補償特約条項において、示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を認め

たり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

- (2) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます（その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。
  - ・保険金請求書
  - ・加入者証
  - ・身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
  - ・引受保険会社の定める身体障害状況報告書
  - ・業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
  - ・公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
  - ・死亡診断書または死体検案書
  - ・後遺障害もしくは身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書
  - ・入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
  - ・被保険者の印鑑証明書
  - ・補償対象者の戸籍謄本
  - ・引受保険会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
  - ・委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
  - ・労災保険法等の給付請求書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)
  - ・労災保険法等の支給決定通知書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)
  - ・補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
  - ・補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
  - ・保険金受領についての確認書
  - ・被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
  - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

### 本紙で用いる用語解説

身体障害	以下のいずれかに該当する身体の障害をいいます。 ア. 傷害 次のいずれかに該当するものをいいます。 (ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害 (イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。) イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	支払限度額	引受保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
	イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	免責金額	お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
	イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	払込期日	保険料をお支払いいただく期限のことをいいます(実際にお客様がご契約される払込期日については、加入依頼書にてご確認ください。)。口座振替の場合、金融期間所定の振替日が払込期日となります。
	イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	政府労災保険	業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害・負傷・疾病等に対して保険給付を行う政府管掌の保険制度のことです。遺族補償、障害補償、療養補償、休業補償の各給付や葬祭料、傷病補償年金等があります。
	イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間をいい、この期間に対しては休業補償保険金を支払いません。
イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。) ウ. 業務に起因して生じた症状 業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。 (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67) (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70) (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81) (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94) エ. 外来性疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(ストレス性胃炎等をいいます。)またはかぜ症候群は除きます。 ① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの オ. 業務上疾病 労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までに該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。	法定外補償規定	従業員等に対し、政府労災保険の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。	

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

東京海上日動火災保険株式会社 	東京海上日動安心110番(事故受付センター)
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ <b>“事故は119番-110番”</b>  <b>0120-119-110</b> 受付時間:24時間365日
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 	
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)  <b>0570-022808</b> <通話料有料> IP電話からは <b>03-4332-5241</b> をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)	

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

# ご利用いただけるサービス

## 健康経営アシストサービス

### ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

### メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えてきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・ご相談にお応えします。

### NEW メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている緊急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配<sup>\*1</sup>

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

<sup>\*1</sup> 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

### NEW 介護アシスト

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

#### インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。  
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス<http://www.kaigonw.ne.jp/>

#### 電話介護相談

社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法について介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

#### 各種サービス優待紹介<sup>\*2</sup>

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

<sup>\*2</sup> サービスのご利用にかかる費用はおお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

## 経営・労務サポートサービス

### 経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

### 法律・税務・労務ホットライン

法律・税務・労務に関するご相談に、弁護士、税理士、社会保険労務士等の専門家がお応えします。

※各サービスは、弊社提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、予告なく変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス/経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約については、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは、「経営ダブルアシスト(業務災害総合保険)」の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

団体名・組合名

お問い合わせ先  
取扱代理店/引受保険会社

**Alliance**  
アライアンス株式会社

〒892-0828鹿児島市金生町7-8鹿児島金生町ビル5F

**TEL.099-216-8880**

**FAX.099-227-2000** [www.alliance-k.com](http://www.alliance-k.com)

E14-83280(9)改定201706  
17-T01727 2017年6月作成